

立教大学出版会出版事業に関する基準

施行	2003年 4月 1日
改正	2004年 4月 1日
	2006年 4月 1日
	2007年 4月 1日
	2010年 4月 1日
	2011年 4月 1日
	2014年 4月 1日
	2015年 4月 1日
	2022年12月 2日
(題名改正)	2026年 5月 1日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、立教大学出版会（以下「出版会」という。）の出版事業に関して必要な事項を定める。

(出版事業の内容)

第 2 条 出版会の出版事業は、企画、編集及び出版を目指すものであるが、出版助成を主な事業内容とする。ただし、ここにいう出版助成とは、出版に要する経費全般にわたる助成の意味であり、かつ、出版申請に対する審査と採択の決定を含むものとする。

(助成の対象)

第 3 条 出版助成の対象となるものは、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 本学専任教員（特別専任教授、特任教員、助教を含む。以下「専任教員」という。）又は本学と関係のある研究者（名誉教授及び勤続10年以上の退職教員、日本聖公会関係者、本学校友等）が、学術研究の成果（翻訳を含む。）を広く読書界に公開するために出版するものであること。
- (2) 学術性が高く、出版助成を必要とすること。
- (3) 出版計画が明確であり、出版助成年度内の出版が確実であること。
- (4) 原稿は、完成したものであること。
- (5) 出版物の内容は、次のいずれかに該当するものとする。

- イ キリスト教に関わる教養書、専門書
- ロ 高度な水準にある学術研究書
- ハ 学術的研究への導入となる特色ある教科書
- ニ 本学関係者が主催した国際会議等の報告書
- ホ 広く読者を啓発するすぐれた教養書

2 前項にかかわらず、出版助成の対象となるものが、次の各号に定めるもののいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 本学、研究所等がその事業として刊行すべき紀要又はそれに準ずるもの
- (2) 既に学術誌等に発表された論文を、単に集成したもの（ただし、加筆、修正を加え、前項の要件を満たしたとみなされるものを除く。）
- (3) 過去5年以内に立教大学出版会に採択された申請者が著述したもの

(申請手続)

第 4 条 申請者は、総長宛の出版計画書に完成原稿を添付して、所定の期日までに申請すること。

2 前項の申請に当たっては、出版社（出版会が指定する出版社）の見積書を提出すること。

3 前項の見積書は、本学所定の用紙に予定出版社が記入したものであること。

(審査)

第 5 条 前条の申請に対する助成の可否についての審議は、立教大学全学研究助成委員会並びに同委員会専門部会である出版部会（以下「出版部会」という。）が行う。

2 出版部会は、応募作品の審議に当たり、有識者に査読の依頼をすることができる。

3 出版部会は、査読を行う有識者へ、別に定める基準に基づき、謝礼を支払うものとする。

(決定)

第 6 条 出版部会は、毎年 9 月末日までに出版助成の採択を決定し、全学研究助成委員会に報告し承認を得る。結果を文書により申請者に通知する。

2 前項により採択の通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日より 1 週間以内に申請の取下げを行うことができる。

3 前項による申請の取下げがあった場合は、出版助成の採択の決定は、なかったものとする。

4 不採択の通知を受領した者は、通知日より 1 週間以内に不採択の理由の開示を、出版部会に求めることができる。

(助成額及び出版部数)

第 7 条 助成額は、出版経費の全般にわたるが、年間予算額の範囲内とし、出版部会の審査で決められた金額とする。

2 助成の対象となる出版経費全般とは、制作費、編集費及び制作手数料とする。

3 制作費には、本体印刷費、付物印刷費(カバー等のデザイン費用を含む。)、資材費、製本費、運送費等を含むものとし、編集費には、原稿整理、割付、校正費等を含むものとする。

4 翻訳書については、著作権使用料、印税等の支払いが生じた場合、前項に加えて、これらも助成の対象とする。

5 出版部数は、500部とする。

(出版の期限)

第 8 条 出版は、当該助成年度の 3 月末日までに完了するものとする。

(助成金の支出)

第 9 条 助成金の支払いは、出版社からの請求に基づき、本学が行う。

(事務の所管)

第 10 条 出版会に関する事務は、リサーチ・イニシアティブセンターの所管とする。

(改廃)

第 11 条 この基準の改廃は、全学研究助成委員会の議決をもって行う。

附 則

この内規は、2003年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2004年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2006年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2007年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2010年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2011年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2014年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2015年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2023年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2026年 5 月 1 日から施行する。